

別表

補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助額	限度台数
<p>宮城県内において介護サービス事業所を運営する者</p>	<p>次の1から3の全ての要件を満たす介護ロボットを介護サービス事業所に導入する事業</p> <p>1 目的要件 日常生活支援における, ①移乗介助, ②移動支援, ③排泄支援, ④見守り・コミュニケーション, ⑤入浴支援, ⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され, 介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。</p> <p>2 技術的要件 次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。 ①ロボット技術(※)を活用して, 従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット ※(i)センサー等により外界や自己の状況を認識し, (ii)これによって得られた情報を解析し, (iii)その結果に応じた動作を行う介護ロボット ②経済産業省が行う「介護ロボット機器開発・導入促進事業」(平成30年度からは「ロボット介護機器開発・標準化事業」)において採択された介護ロボット</p> <p>3 市場的要件 販売価格が公表されており, 一般に購入できる状態にあること。</p>	<p>介護ロボット導入に要する備品購入費, 使用料及び賃借料, 需用費及び役務費とする。ただし, 使用料及び賃借料は, 補助金交付年度に係る費用に限る。</p> <p>以下は補助対象から除くものとする。</p> <p>1 消費税及び地方消費税 2 保険料 3 携帯端末等のインターネット接続が可能な通信機器 4 機器のメンテナンスに要する費用 5 交付決定前に購入又は賃借したもの 6 その他本事業の趣旨から適当とは認められない費用</p>	<p>1 機器(台)につき, 300千円。ただし, 補助対象経費が600千円未満のものは二分の一を乗じて得た額を上限とする。</p>	<p>1 施設・居住系サービス事業所 利用定員数を10で除した数とする。</p> <p>2 在宅系サービス事業所 利用定員数を20で除した数とする。</p> <p>※小数点以下の数値が出た場合はその数を切り上げるものとする。</p>